

谷の三部落を指して三谷というて居る。

ミタニガハ 三谷川 江沼郡の西方、刈安山附近の三流を併せたもので、直下、白谷、百々、菅生を經、大聖寺に至つて大聖寺川に合する。流程八軒。日、谷川又は菅生川ともいふ。

ミタムラサダナガ 三田村定長 通稱圭水。初名山崎紋左衛門。その女は藩侯前田吉徳の生母であつた爲、子監物定敬は夙に召出されてみたが、定長も亦元禄十六年別に俸百人扶持を受けた。享保二年九月廿七日歿。

ミタムラサダノリ 三田村定敬 一諱は孝言。通稱喜六郎・主計・監物。定長の子。姉は前田吉徳の生母預玄院。初め前田綱紀に仕へて祿三千石を領し、元禄十五年に加俸して人持組に列し、享保十二年又加増して四千字(内千石與力知)となつた。十四年十二月廿七日自宅に於いて御馬廻三百石堀齋三左衛門と口論して傷を受け、二人共に遠慮を命ぜられ、元文元年六月十八日又共に知行を没せられた。但し定敬には俸五十人扶持を賜ひ、その息内匠定昌に新知を授けられた。

ミタムラサダマサ 三田村定昌 通稱新次郎・左京・内匠。監物孝敬の子。元文元年新知三千石を受け、二年千石を加へ、延享三年定火消、寛延二年小松御城番、安永六年寺社奉行に任じ、寛政三年五月十四日六十六歳を以て歿。後子孫相繼いで藩に仕へる。

ミタユウジロウ 三田勇次郎 ↓アカエウジロウ 赤繪勇次郎。ミタラシガハ 御手洗川 江沼郡加茂に在る。江沼志稿に、『今加茂村鎮守即ち賀茂明神なり。且御手洗川あり。水源は御手洗川中よ

り湧出づ。其の水清冷。下賀茂社東御手洗、井中にて湧出で、其の流御手洗川と成ると頗る相似たり。可謂奇。郡中第一の清泉也。』とある。

ミタラシガハ 御手洗川 石川郡相川に在る。棕部考古遊記に、水廣さ三歩、その上流百餘歩八幡祠下より源を發する故に名づく。あり、加賀古跡考には、相川加茂社の邊から湧出る清水の流を御手洗川といふと記して居る。この御手洗川の水中に蓼を生ずる。辛きこと唐辛の如く、痢病・霍亂などに服して功があるといはれた。

ミチイマフル 道今古 光孝天皇の仁和元年十二月廿一日、加賀國加賀郡大野郷の節婦道今古を賞せられた。今古は年十三で加賀權椽大神高名に嫁したが、高名の卒するや、今古その墳側に感し、年を経れども去らず、哭泣の聲日夜斷えなかつた。仍つて勅して位二階を授け、戸内の田租を免じてその門閭に表せられた。今石川郡二塚村にある古墳を、里人今古の塋域とするのは誤である。

ミチゴウ 味智郷 石川郡の古郷名。和名抄に美知と訓む。白山記に『味智郷有二名山。號『白山』と載せ、三宮古記の曆應・正和の條にも見え、天正十一年四月羽柴秀吉の制札には『みちの郷七村』とあつて、その頃までは存在したと思はれ、その七村は吉野・佐良・瀬波・市原・木滑・中宮・尾添であらう。富田景周はそれを瀬波・市原・木滑・瀬戸・荒谷・中宮・尾添と數へ、森田平次は改作方の留記に因つて吉野・佐良・瀬波・市原・木滑・瀬戸・中宮と數へて居るが、共に不可であらう。瀬戸・荒谷二區は目附谷川以西に在つて、當時も今

と同じく能美郡であつたからである。天文の頃から山内庄の名が初つて、遂に味智郷の名が消滅するに至つた。

ミチゴウジンジャ 味知郷神社 石川郡福留に在つて、もと福留白山社といひ、明治四十年附近神明社・春日社・白山社を合併して、味知郷神社に改めた。社記に、前記合併せられた神明社が、味知森と稱する森林に在つたといふのだが、固より何等の證據なく、式内味知神社とは毫も關係がない。

ミチジンジャ 味智神社 石川郡の式内神社の一つであるが、式内等舊社記にも『味智神社。山内郷内鎮座。祭神武甕槌神。』と記され、三州式社記には『所祭一座。彦屋主田心命。』とするが、所在は不明である。但し下吉野から西南方約一六〇米の地にミチゴウ又はホンドと呼ぶ地があつて、そこが味智神社の遺址であるとの傳説はある。大日本史神祇志に之を石川郡下安江村に在るとするものは、今の安江住吉神社のことと思はれるが、首肯し難い。又白山長吏澄固の筆記に、鶴來から三里餘奥に在る三、屋野は味智野の訛つたもので、味智神社の所在であらうとするが、それは能美郡だから當らない。

ミチノキミ 道君 道君はその先孝元天皇の子大彦命の孫彦屋主田心命から出た。故に江沼臣と遠祖を同じくするものである。彦主主田心命から數世を経て素那乃奈美留命があり、それから道君が分かれてゐる。族人越後にも佐渡にもゐたが、延喜式神名帳に石川郡味智神社があるから、その加賀に住した者はこゝを本居としたのだらう。かの天平三年の越前國正税帳に加賀郡大領道君某・主政道君

五百島・主帳道君安麻呂があり、天平寶字五年紀に加賀郡少領道君勝石があり、仁和元年紀に加賀郡大野郷の人道今古がある如きは、固より加賀に於ける道君の族人である。併し欽明三十年紀に道君某あり、天智七年紀に道君伊羅都賣あつて施基皇子を生み、文武四年紀に道君首名あつて律令の撰定に與り、寶龜元年紀に道君張弓が賞賜して從五位下を授けた如きを、世人擧げて加賀に援引せんとするものもあるが、實は何れの道君であるかを知り得る筈がない。

ミチノキミカツイシ 道公勝石 淳仁天皇天平寶字四年二月三日、越前の國加賀郡の少領であつた道公勝石は、私稻六萬東を出舉したことが違勅である廉を以て、その利稻三萬東を沒收せられた。六萬東に對する三萬東の息利は半倍に當るもので、和銅四年十一月廿二日の勅によれば、『私稻を出舉するものは自今以後半倍を過ぐるを得ざれ』といひ、養老四年の太政官奏には『比來出舉多く法に依らず。若し時に臨み徵索して償ふべき稻なければ、その子姪をして名を易へて重舉せしむ。此の奸計に依りて利を取ること本に過ぎ、積習俗を爲すは深く道理に非ず。望み請ふらくは、その稻多年を經とも尙半倍に過ぎざらんことを。』とあるから、若し此等の規定に効力があつたなら、勝石の出舉した利率も適法であつたのである。しかも半倍は頗る高利に失するので、六年閏四月には公私の出舉に利を取ることを十分の三に限定したが、此の法は容易に行はれなかつたと見え、天平六年五月の太政官奏に、『愚民競ひて貸し、責徵せらるるに至りて盡く備ふること能はず、資材既に